



企業のかで とちぎ創生

“とちぎの未来創生”へのチャレンジを
応援いただける企業様をお待ちしております

地方創生応援税制

企業版ふるさと納税 がスタートしました！

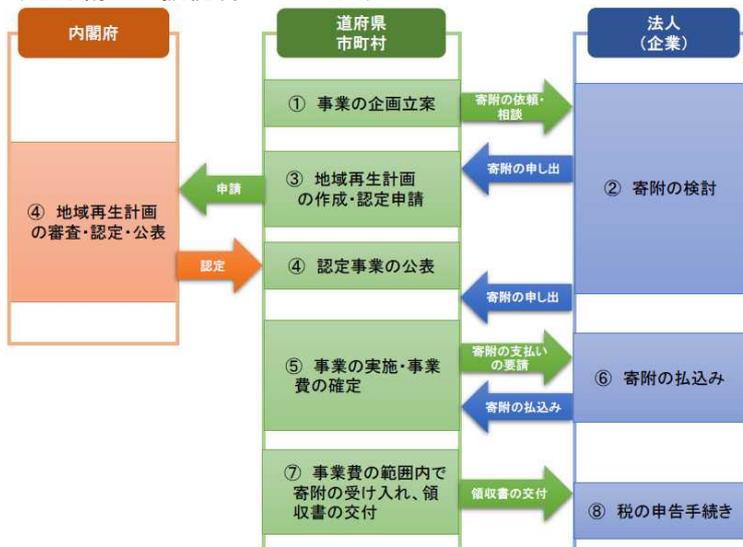
法人関係税が今までの2倍軽減されます



※企業が地方公共団体に寄附する場合は、その全額が損金算入されるため、寄附額の約3割(法人実効税率)相当額の税の軽減効果がある。

出典:内閣府「地方創生応援税制 (企業版ふるさと納税)活用の手引き」

〈地方創生応援税制のフロー図〉



- 内閣府から認定を受けた「とちぎ創生15戦略」のプロジェクトに対して寄附をいただいた企業様に税額控除の措置があります。
- 寄附に係る負担について、軽減効果は従来の2倍になり、実質的な企業負担が約4割となります。
- 寄附額の下限は10万円となります。
- 本社（地方税法における「主たる事務所又は事業所」）が所在する地方公共団体への寄附は対象外となります。

詳しくは [とちぎ応援税制](#) [検索](#)

(問合せ先) 栃木県総合政策部総合政策課
電話 028-623-2206